

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により

住宅の退去を余儀なくされる方への市営住宅の期限付き入居について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住居の退去を余儀なくされ、住居の確保に困っている市民等に対して、当面の住居を期限付きで提供します。

●入居対象及び入居条件

1 入居対象者 : 次の①～⑤のいずれにも該当する者

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用先からの解雇等により現に居住している住居から退去を余儀なくされる人又はその同居親族
- ②住宅困窮要件を満たす者
- ③市内に住所又は勤務場所を有する者
- ④ペット(犬・猫・鶏・鳩等)の飼育を市営住宅で行わない者
- ⑤暴力団員又は暴力団員と関係を有する者でないこと

2 入居期間 : 原則1年以内

3 家賃 : 各団地の最低家賃相当額

4 敷金 : 徴収しません

5 保証人 : 必要ありませんが、緊急連絡人が必要です。

6 その他 : 電気、ガス、水道、駐車場、共同施設等の維持・運営・修繕に要する費用は入居者の負担となります。

●申込期間 令和5年4月3日(月)から令和6年3月29日(金)まで

●申込方法

所定の申込用紙に記入のうえ、必要書類(住民票、解雇通知、寮・社宅などからの退去通知、給与明細等住宅に困窮していることが証明できる書類)を添付して、本人または代理の人が住宅営繕課(市役所6階)に提出してください。

●鍵の引渡し 申込していただいてから1週間程度後を予定しています。

●問い合わせ 沼津市役所 建設部 住宅営繕課 市営住宅管理係 TEL:055-934-4792